

松山市総合教育会議運営要綱

(目的)

第1条 この会議は、市長と教育委員会とが意思疎通を図り、本市教育の目指すべき方向性や課題等を共有しながら、連携して教育行政を推進することを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき設置する「総合教育会議」（以下「会議」という。）の運営に関する事項を定める。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、協議及びこれらに関する市長と教育委員会の事務の調整を行う。

- (1) 松山市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定又は変更に関すること
- (2) 松山市の教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれのあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 この会議は、市長と教育委員会をもって構成する。

(会議の招集等)

第4条 会議は市長が招集する。

- 2 市長は、会議を開催する場合は、日時、開催場所、協議題等を示し教育委員会へ通知しなければならない。
- 3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して、協議する必要があると思料する時は、市長に対し協議すべき具体的事項を示し、会議の招集を求めることができる。
- 4 会議は、原則毎年1回以上開催するものとする。
- 5 市長が緊急を要すると認める場合は、市長と教育長とで会議を開催することができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認められるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(会議録の作成及び公表)

第6条 会議を開いた場合は、遅滞なく会議録を作成し、ホームページ等で公表するものとする。ただし、前条ただし書きにより非公開とした事項は除く。

(意見聴取)

第7条 会議は、協議を行うにあたって必要があると認める場合は、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(調整結果の尊重)

第8条 市長及び教育委員会は、それぞれの権限に属する事務を執行するにあたって、会議において調整が行われ合意した事項については、その結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総合政策部企画戦略課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議で定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月27日から施行する。